# 適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 \			【1/3
令和 年 月 日		日 本 語 <sup>(カナ)</sup> 国 外 に あ る <sub>表</sub> 記	
		住所又は居所 (法人の場合) (法人の場合のみ公表されます)	
		国外にある 本店又は英語	
	н	主たる事務所表 記 の 所 在 地 国番号	
	申	(電話番号 + -	
		( フ リ ガ ナ ) (〒	
		納 税 地	
		(電話番号 一	_
	請	日本語 (カナ)	
		表記	
		氏 名 又 は <sub>英</sub> 語 <sup>②</sup> 名 称 <sub>表</sub> 記	
		【参考】	_
	_lut	自国語 表 記	
	者	日本語(カナ)	
		(法人の場合) 表 記 代表者氏名 <sub>英 語</sub>	
		表記	
税務署長殿		法 人 番 号	
の由請書に記載した炉の車位	i ( 🚳	印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで	<b>小</b> 事されます
また、常用漢字等を使用して公 	:表しす  :発行事	び登録年月日が公表されます。 すので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年) 条の2第2項の規定により申請します。	 
		一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和(	5年9月30日以前に
7和5年3月31日(特定期 15年10月1日に登録され		定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出	した場合は、原則とし
定国外事業者[	ヹ 分	□ 該当 □ 非該当	
<u>元四/1                                    </u>	<i>∴</i> //	※ 特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他に有しない国外事業者をいいます。	
		この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してくだ	さい。
業 者 区	分	□ 課税事業者 □ 免税事業者 ※ 次葉2「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場	合には、次葉1「免殺事
		者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。	
コ 5 年 3 月 31 日 (特定期 3 により課税事業者とな	よる場		
は 令 和 5 年 6 月 30 日 ) ま ) 申 請 書 を 提 出 す る こ と な	ぢでき		
ゝったことにつき困難 た っる場合は、その困難 た	よ 事 情		
理 士 署	名		
生 上 有	·/a	(電話番号 -	_
整理		部門 申請年月日 年 月 日 佐	付印確
番号		番号 中 中 一 神	月 日 認 トル・運転免許証
入力処理	年	月 日 番号   身元 □ 済   <u>書類   その他(</u>	)
登録番号T	l ,		

- 1 記載要領等に留意の上、記載してください。 2 税務署処理欄は、記載しないでください。 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉1及び2)」を併せて提出してください。

# この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

# 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉1)

[2/3]

																氏	名	又「	ま 名	称												
	į	该当~	する	事業	<b>業者</b>	の[	区分	こ応	じ、		こレ	印を	と付	し証	己載	はし	てく	だ	さい	١.												
免		令 第15																			等	のー	-部:	を	)	Εţ	る	去律	<u>t</u> (	平成	28年	法律
税	į	*	•	登録	開力	台目	カュ	· 納	税争	<b>養務</b>	り免	除の	の規	定の	の通	<b> </b>	を	受け	ナない	いこ	<u>ا</u>	とな	: b :	ま~	す。			_				
事		個	<u> </u>	人		1	¥	Ę	<u>1</u> .												$\downarrow$							_		_	_	
業		事業		生生				(個		1明	冶・2	2大ī	E•3	3 昭和	п•	4 平	成•	5 令	和			去人	事	≯	É	年	度					目
者		内					はま						4	年	月		月		E			りみ 記載					金	至				円
の		容等	-	事	業		内	室	\$														具		7		312.	<u> </u>				1 1
確			<u> </u>																					課令和	和 5 4		期 月1	目から		の 和 6 年	初 5 3 月 3	月 1日まで
		適用	を																	の規定とする			0	間の	りい	<b>ずれ</b> ;	かの	目				
認		業者	Ī																				4	介和	I		年			月		日
特以 定外		(	フ	IJ	7	ガ	ナ	)		(〒					)	)																
国の国	围	国内	に	おし	17	行	5 ·	資 産	Ē	⊗																						
外外事事	事	譲業	所	その	) 他	ے ا	れ	らに	_																							
業業		生ず	る	ŧ	の	の	所る	玍 坮	也													( =	ii →1.	亚	□.							`
者者特		(	フ	IJ	7	tj	ナ	)														( =	電話	省	ケ							)
定										(〒		-	-		)	)																
国	移事			代 所		里 所	人在																									
外																						(1	電話	番	号			_		_	-	)
事		(	フ	IJ	7	Ħ	ナ	)	-																							
業	移氏		務		· 名	里	人	Ø.																								
者					~H				1																							
添		全申 □ □	(名)	又は						なび事 可、会																						
付		特分 コ 移 マク	說務	代理	権限	証		する	申請	青者																						
す			社	_			ージ	アド	レフ	、、メ	一儿	ア	ドレ	· ス		)																
る																																
資																																
料																																
平 等																																
寸																																

# この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

# 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉2)

[3/3]

		氏名又は名称				
登	課税事業者です。  ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であ のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択	っても、次葉1「免税 <sup>.</sup> してください。	事業者の確認」欄	□ はい	□ vv	え
録	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことに (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)		□はい	□ \(\forall \)\(\forall \)	ヽえ	
201	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ	□はい	□ V)V'	゚え		
要件	特定国外事業者に該当します。 「はい」の場合は、以下の質問にも答えてください。 「いいえ」の場合は、次葉1「特定国外事業者以外の国気	外事業者」欄の記載が必	必要です。	□ はい	□ \(\nu\nu\nu\nu\nu\nu\nu\nu\nu\nu\nu\nu\nu\	ヽえ
14	消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人 (「はい」の場合は、次葉1「特定国外事業者」欄の記載	□ はい	□ VVV	え		
の	納税管理人を定めています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日々 消費税納税管理人届出書 (提出日:平成・令和		目)]	□ はい	□ vvv	え
確	現在、国税の滞納はありません。			□はい	□ VVV	え
認	適格請求書発行事業者の登録を取り消されたことに (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)			□はい		ヽえ
	登録を取り消された日から1年を経過しています (登録を取り消された日:令和 年 月			□はい	□ \\\`	え
参						
考						
事						
項						

## 「適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用)、次葉1及び次葉2」 の記載要領等

### 1 提出すべき場合

この申請書は、国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であって、適格請求書の交付をしようとする国外事業者が、税務署長の登録を受けようとする場合に提出するものです(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法(以下「法」といいます。)57の2②及び所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則(以下「附則」といいます。)44①)。

- (注) 1 この申請書を提出するときは、次葉1及び次葉2を併せて提出してください。
  - 2 登録を受けることができる事業者は、登録時に課税事業者である場合に限ります。ただし、附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする場合は、登録時に免税事業者であっても登録を受けることができます。
  - 3 特定国外事業者が法第57条の2第6項第2号ホ又はへの規定により、税務署長から登録を取り消された場合は、その取り消された日から1年間は、当該特定国外事業者の登録を拒否することがあります。
  - 4 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間においては、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、納税義務の免除の規定の適用はありません(法9①)。
  - 5 附則第44条第4項の規定の適用を受ける場合は、登録を受けた日から納税義務の免除の規定の適用はありません(令和5年10月1日の属する課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。)。
  - 6 登録を受けた適格請求書発行事業者は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されます。適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった場合は、「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書(第2-(1)号様式(令和5年10月1日以後は第2-(2)号様式))」を提出する必要があります(法57の2®)。
  - 7 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求めるときは、令和5年10月1日以後に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書(第3号様式)」を提出する必要があります(法57の2⑩一)。
  - 8 令和5年9月1日において登録国外事業者であり、「登録国外事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出していない事業者は、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされますので、この申請書の提出は必要ありません(附則45①)。

### 2 提出時期等

この申請による登録の効力は、税務署長が登録をした日から生じます。

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日(特定期間における課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより、納税義務が免除されないこととなる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出する必要があります(附則44①)。

なお、免税事業者が、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日(令和5年10月2日から令和5年11月1日までの間のいずれかの日に限ります。)から登録を受けようとする場合は、当該課税期間の初日の前日から起算して1月前までにこの申請書を提出する必要があります(法57の2②及び消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)第1条の規定による改正後の消費税法施行令70の2)。

適格請求書発行事業者の登録には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

- (注) 1 令和5年10月1日より前に登録された場合は、令和5年10月1日に登録されたものとみなされます (附則44 ③)。
  - 2 令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者が、令和5年3月31日(特定期間における課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより、納税義務が免除されないこととなる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出できなかったことにつき、困難な事情がある場合、その困難な事情を記載して提出し、法第57条の2第3項の規定により登録されたときは、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされます(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)附則15)。

## 3 記載要領

- (1) 「国外にある住所又は居所(法人の場合)国外にある本店又は主たる事務所の所在地」欄は、日本語(カナ)及び英語(ローマ字)で記載します。
- (2) 「納税地」欄は、次により記載します。
  - イ 非居住者である個人事業者の場合
  - (イ) 国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所 在地
  - (p) (1)以外の個人事業者で、その納税地とされていた住所又は居所にその個人事業者の親族等が引き続き、又は個人事業者に代わって居住している場合は、その納税地とされていた場所
  - (ハ) (イ)及び(ロ)以外の個人事業者で、不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。)

を受ける個人事業者の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

- (ニ) (イ)から(ハ)により納税地を定められていた個人事業者がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、 直前において納税地であった場所
- (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、届出その他の行為をする場所として選択した場所
- (^) (イ)から(ホ)のいずれにも該当しない場合は、麹町税務署の管轄区域の場所
- ロ 外国法人の場合
- (4) 国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地
- (p) (イ)以外の法人で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除きます。)を受ける法人の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地
- (n) (1) 及び(p) により納税地を定められていた外国法人がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合にあっては、直前において納税地であった場所
- (二) (イ) から(ハ) のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、届出その他の行為をする場所として選択した場所
- (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、麹町税務署の管轄区域の場所
- (3) 「氏名又は名称」欄は、日本語(カナ)、英語(ローマ字)及び自国語で記載します。 なお、常用漢字等での漢字表記が可能な国外事業者が、「日本語(カナ)表記」欄に常用漢字等を併記した場合は、 当該常用漢字等についても国税庁ホームページで公表します。
- (4) 「(法人の場合)代表者氏名」欄は、日本語(カナ)及び英語(ローマ字)で記載します。
- (5) 「特定国外事業者区分」欄は、申請者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者(法57の2⑤一)に該当する場合は「該当」、該当しない場合は「非該当」の□にレ印を付します。また、該当する場合は、次葉1「特定国外事業者」欄を、該当しない場合は、次葉1「特定国外事業者」欄を記載します。
- (6) 「事業者区分」欄は、この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付します。 免税事業者に該当する場合は、次葉1「免税事業者の確認」欄を記載してください。
- (7) 次葉1「免税事業者の確認」欄は、次のイ又はロいずれかの該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付し、次により記載します。
  - イ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 に該当する場合、次により「事業内容等」欄を記載します。
    - (イ) 「生年月日又は設立年月日」欄は、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。 なお、元号は、該当する箇所に○を付します。
  - (p) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します(個人事業者は不要です。)。 なお、設立1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。
  - (ハ) 「資本金」欄は、資本金の額又は出資の金額を記載します(個人事業者は不要です。)。

また、個人事業者で、個人番号を有する場合は、「個人番号」欄に個人番号を記載します(本人確認書類<sup>(30)</sup>の提示又は写しの添付が必要です。)。この申請書の控えを保管する場合は、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

### (※)本人確認書類

区分	本人確認書類							
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード							
マイナンバーカードをお持ちでない方	番号確認書類(通知カード(注)など)+身元確認書類(運転免許証など)							

- (注) 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが 住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
- ロ 「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者に該当する場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の「適用開始課税期間(自)」欄に記載した年月日を「課税期間の初日」欄に記載します。ただし、当該課税期間の初日が令和5年10月1日から令和6年3月31日の場合に限ります。

この場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」は、この申請書の提出前又は提出と同時に提出してください。

- (8) 次葉1「特定国外事業者以外の国外事業者」欄は、特定国外事業者以外の国外事業者に該当する場合、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載します。
- (9) 次葉1「特定国外事業者」欄は、特定国外事業者に該当する場合、次により記載します。
  - イ 「税務代理人の事務所の所在地」欄は、税務代理人の事務所の所在地を記載します。
  - ロ 「税務代理人の氏名等」欄は、税務代理人の氏名、名称又は事務所の名称を記載します(税務代理人が法人の場合は、その法人名及び代表者の氏名を記載します。)。

(10) 次葉1「添付する資料等」欄は、この申請書に添付する資料に応じて□にレ印を付します。

添付する資料は、名称、住所等及び事業内容が確認できる箇所を添付してください。日本語以外で表記されている場合は、事業内容が記載されている部分について、和訳したものの添付をお願いします。

なお、特定国外事業者に該当する場合は、税務代理権限証書の添付が必要です。

- (11) 次葉2「登録要件の確認」欄は、この登録を受けるに当たり必要な要件を記載しています。該当する□にレ印を付します。
- (12) 次葉2「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (13) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

### 4 公表事項について

(1) 申請書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

なお、常用漢字等を使用して公表しますので、この申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

- イ 申請者の氏名又は名称(日本語(カナ)表記及び英語表記)
- ロ 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、国外にある本店又は主たる事務所の所在地(英語表記)
- ハ 特定国外事業者以外の国外事業者にあっては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- (2) 申請書に記載した事項以外で、次の事項については申請者からの申出により公表ができます。公表を希望する場合は、この申請書以外に「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出してください。

▔.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3217 T 717 T 71 T 71 T 71 T 71 T 71 T 71
	事業者区分	公表を希望する事項
	個 人 事 業 者	・主たる屋号 ・主たる事務所の所在地等 ・通称(住民票に併記されている通称に限る。) <sup>(※)</sup> ・旧姓(旧氏)氏名(住民票に併記されている旧姓(旧氏)に限る。) <sup>(※)</sup>
	人格のない社団等	・本店又は主たる事務所の所在地

(※) 通称又は旧姓(旧氏)氏名は、氏名として公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。 通称又は旧姓(旧氏)氏名の公表を希望する場合は、住民票の写しの添付が必要です。ただし、e-Tax により提出する場合は、添付を省略することができます。

### 5 留意事項

- (1) 通知される登録番号は、次のとおりです。
  - イ 登録時に法人番号を有する法人

法人番号及びその前に付されたローマ字の大文字Tにより構成されるもの

ロ イ以外の課税事業者

13桁の数字(法人番号と重複しないものとし、当該課税事業者の個人番号と重複しないもの)及びその前に付されたローマ字の大文字Tにより構成されるもの

(2) 課税事業者がこの申請書を提出した後、令和5年10月1日の属する課税期間に免税事業者となった場合においても、令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けると、附則第44条第4項の規定の適用により令和5年10月1日以後は納税義務の免除の規定の適用はありません(当該課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。)。

また、免税事業者がこの申請書を提出した後、令和5年10月1日の属する課税期間において課税事業者となった場合は、附則第44条第4項の規定の適用はありません(当該課税期間について、消費税の申告が必要となります。)。